

第4回定例議会

報告された案件

次の案件はいずれも報告どおり了承されました

○専決処分報告

(交通事故による相手方の損害賠償)

○専決処分の報告

(交通事故による相手方車両の損害賠償)

○専決処分の報告

(市道側溝用鉄製蓋の跳ね上げによる車両損傷に係る損害賠償)

審議された案件

次の案件は提案どおり同意されました

同意されました

○大川市公平委員会委員の選任

(人事案件欄をご覧ください)

人事案件

12月定例会において、次の方の選任に同意しました。

◎大川市公平委員会委員

辻 多久雄 (三又)

委員会審査

総務委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決されました

大川市ふるさと基金条例の一部改正

地域再生法の規定により寄附をした法人に対して課税の特例が適用される企業版ふるさと納税を大川市ふるさと基金に受け入れるため、所要の改正を行うものです。



3年度一般会計補正予算 (第7号)

1億3千935万4千円増額
予算総額180億4千848万6千円

今回の補正は、職員の異動等に伴う各款の人員費の調整ほか、主なものは、次のとおりです。

○総務費 国県支出金等過年度分返還金6千917万7千円
○民生費 障害者自立支援給付費2千865万円、障害者自立支援医療給付費1千202万円など計4千916万8千円

○衛生費 健(検) 診断結果等の様式標準化整備業務委託料等480万2千円

○農林水産業費 被災農業復旧支援事業費補助金2千610万7千円、経営所得安定対策等推進事業費補助金9万6千円など計2千629万5千円

○商工費 大川音楽祭開催継続支援補助金161万6千円

○ゼロ市債(注①)について、水路、道路工事等に関して、ある程度の計画があつて組まれているのか

○答 具体的な工事場所については、現在行っている来年度の予算編成において決定する予定です。

※(注①)については、12ページを参照ください。

問 自宅療養者等支援物資調達業務委託料の内容は。

答 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者には、県保健所から1週間分の生活物資の配送が行われますが、濃厚接触者及び自宅療養者の1週間を超える部分の生活物資については、市が独自に配送するサービスを考えているもので、予算は1人当たり1万円です。支援物資については、必要に応じ、相談を受けた内容に従い個別に対応を行い、また、周知方法については、保健所から本人への連絡の際、県のサービスと併せて市のサービスを案内していただきます。

問 健(検) 診断結果等の様式標準化整備業務委託料について、標準化するのはどういうことか。

答 学校や職場など、生涯にわたる個人の健康等の情報を、マイナポータル等を用いて電子記録として個人が把握できる仕組みであるパーソナルヘルスレコードを拡充するために、健康増進法に基づき実施している市の各種健(検) 診断の結果について、標準的な形式により情報連携ができるよう整備を行うものです。

指定管理者の指定

各コミュニティセンターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めます。

これまでの指定期間については令和4年3月31日をもって5年間の指定期間を終了するため、令和4年度から再度NPO法人大川市コミュニティ協議会に5か年の指定を行うものです。

問 修繕費の対応は。

答 少額の場合は、指定管理料の中で対応していただき、大規模の場合は、NPO法人大川市コミュニティ協議会、コミュニティセンターとの協議を踏まえ、市が修繕を行います。

問 市は災害時の避難所としての対応をNPO法人大川市コミュニティ協議会にお願いしているのか。

答 指定管理者が行う業務内容に含まれていますが、去年、今年と職員のコロナ感染のリスクもあつたため、避難者の受入れの際には市職員を配置し、できるだけ安全確保に努めてきました。

3年度一般会計補正予算 (第8号)

2億5千640万5千円増額
予算総額183億489万1千円



11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給するとされた子育て世帯等臨時特別支援事業等について補正を行うものです。

○民生費 子育て世帯等臨時特別支援給付金2億2千90万円、子育て世帯等臨時特別支援事業対応シSTEM改修業務委託料150万円など計2億2千510万1千円
○衛生費 ごみ計量関連機器更新工事費1千130万4千円
○商工費 中小企業者等月次支援金2千万円

文教厚生委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決されました

大川市立学校施設の利用に関する条例の制定

条例で規定されている学校施設使用許可願等の様式を規則で定めることとするともに、昭和29年に制定された条文全体の見直しを行うため、大川市立小学校並びに中学校施設使用条例の全部を改正するものです。

内容は、現行の条例の主旨、例えば、学校施設の利用や貸出し、

使用料等に関する規定を変更するものではなく、近年のデジタル化・オンライン化を踏まえ、行政手続における申請書類等での押印の見直しが進められているため、現行条例で規定されている様式中の押印部分を削除し、今後、新たに定める規則により様式を規定するほか、現行条例が昭和29年制定時の文章表現を引き継いでいるため、現代用語に改めるものです。

問 クラブチーム等の学校施設利用においては、夜間照明を使用していると思うが、使用料の改定は行われていないので、金額は見合っているのか。

答 市内のクラブチーム等の利用については、社会体育団体の育成や生涯学習活動の振興を図る観点から使用料の減免を行っています。

